

2020年8月26日
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
株式会社かんぽ生命保険

募集人及び当時の管理者に対する処分状況

日本郵政株式会社（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 増田寛也）、
日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 衣川和秀）
および株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 千田哲也）は、かんぽ生命保険商品の募集に係る問題について、募集人および当時の管理者に対して人事処分を実施することから、別紙のとおりご報告いたします。

募集人及び当時の管理者に対する処分状況

【かんぽ生命が実施する募集人資格に係る処分】

1 特定事案調査

- 法令違反は309件(410人)、社内ルール違反は3,315件(2,212人)となっており、募集人資格処分確定は2,585人、不服申立期間中など処分判定中が37人。
- 募集人資格処分確定者の内訳は、業務廃止が49人(他事案9人、退職者35人の業務廃止相当含む)、1カ月から6カ月の業務停止が1,085人、2週間又は3週間の業務停止が1,451人。

(8月19日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者※
法令違反 410人	業務廃止	43人
	3又は6カ月 厲重注意	363人
	不服申立て中など処分判定中	4人
社内ルール違反 2,212人	業務廃止	6人
	1~6カ月 厲重注意	722人
	2又は3週間 処分免除	1,451人
	不服申立て中など処分判定中	33人

※ 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

2 多数契約調査（昨年より実施している事案※1）

- 業務廃止は77人(退職者7人の業務廃止相当含む)、2人に対して3カ月または6カ月の業務停止。

(8月19日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者※2
法令違反 79人	業務廃止	77人
	3又は6カ月 厲重注意	2人

※1 2019年6月27日プレスリリース参照。

※2 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

【日本郵便が実施する人事処分(就業規則に基づく懲戒処分)】

- 前回公表時以降、募集人に対する懲戒処分を413人に対し実施（累計603人）【特定事案全体の22.5%、多数調査全体の26.6%】
- 当時の管理者に対する懲戒処分を229人に対し実施（累計236人）

■ 募集人の処分状況（特定事案調査・多数契約調査分）

- 募集人から非違行為に係る顛末等を書面により順次徴取
→8月26日現在で特定事案876人(募集人資格処分者全体の34.2%)、多数契約調査64人(募集人資格処分者全体の81.0%)より徴取中
- 内容精査後、処分を実施

(8月26日時点)

対象者	処分量定	今回実施分		累計実施数	
		多数契約分(再掲)		多数契約分(再掲)	
募集人	懲戒解雇	7人	7人	15人	15人
【今回】 特定事案400人 多数契約 13人	停 職	6人	5人	8人	5人
【累計】 特定事案582人 多数契約 21人	減 紿	142人	1人	182人	1人
	戒 告	253人	-	393人	-
	訓 戒	2人	-	2人	-
	注 意	3人	-	3人	-
	合 計	413人	13人	603人	21人

■ 募集人の当時の管理者（郵便局長・郵便局部長）の処分状況

- 管理者として「個別具体的な過怠」、「特定事案、多数契約の発生による実態把握不十分」が認められた者に対して処分を実施（8月26日時点）

対象者	処分量定	今回実施分		累計実施数	
		多数契約分(再掲)		多数契約分(再掲)	
管理者	停 職	1人	-	1人	-
	戒 告	40人	-	42人	2人
	訓 戒	175人	5人	180人	10人
	注 意	13人	-	13人	-
	合 計	229人	5人	236人	12人

(参考) その他の人事処分（本社・支社・エリア本部等の責任者）

- 第1弾(7月実施)として、かんぽ生命・日本郵便の本社・支社・エリア本部等社員(378人)に対する処分を実施済 【処分実施総計：1,217人】